

業務仕様概要

1 業務名

「GX/AI 金融」普及啓発イベントの企画・運営等業務

2 業務目的

北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、アジア・世界の「金融センター」を実現するため、産学官金の21機関で構成されるGX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」が設立され、令和6年6月に北海道・札幌市が「GX 金融・資産運用特区」に指定された。また、国の動きや北海道内のAIの実証・実装に向けた取組を踏まえ、GXとAIの一体的な取組を拡充すべく、令和8年2月に「GX/AI 金融・資産運用特区」にコンセプト名称を変更した。今後、全道域のGX及びAI産業の振興と、それらの産業を支えるため、金融機関及び資産運用会社、Fintech企業をはじめとする国内外の金融系企業の金融機能を札幌市に集積させることで、両者の好循環を起こし、札幌市の国際金融都市化の実現が期待されているところ。

そのためには、GX及びAI、金融に関する優れた人材の供給と地域住民からの理解や支援が重要であり、道内の多くの若年層が集まる札幌圏において、札幌市が国際金融都市となる未来像と併せて、国際金融都市化に欠かすことのできないGX及びAI産業の振興についても一体で発信し、市民等にとってこの分野に係る北海道・札幌市のポテンシャルや雇用創出等による地元経済の発展可能性等を正しく理解できる機会を提供していくことが必要となる。

さらに、特に若年層を中心とした地域住民をメインターゲットとしながらも、地元企業や学生の保護者等にも広く周知することで、GX及びAI、金融分野に対する理解が一体的に深まる機会となり、今後のビジネスの拡大や、将来を担う若者の関連企業への就業意欲向上の後押しにも寄与することが見込まれる。

本業務は、地域住民・企業の北海道・札幌市におけるGX及びAI、金融への関心を喚起し、関連企業就職に係る意識を醸成し、道内の産業振興につなげることで、札幌市の国際金融都市化の実現に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

4 業務内容

受託者は、上記2の業務目的を達成するため、委託者と連携し、下記に定める業務を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者と協議し決定する。

(1) 体験型イベントの企画・運営

ア 概要

- ・イベント参加者と下記ウ「ゲスト」等が共にGX産業等を体感できる体験型イベントに参加した上で、GX及びAI産業と、それらを支えるための金融に係る課題等について議論し、最終的に議論内容などをまとめた成果物等を作成する場を提供する。

イ ターゲット

- ・高校生や大学生等を中心として、30歳代前後までの社会人などの若年層を主たるターゲットとすること。

ウ ゲストの調整

- ・目的の達成と設定したテーマ等にふさわしいゲストを選定すること。
- ・ゲストは、企画提案の内容を踏まえ、委託者と協議し決定すること。
- ・発信力等のあるインフルエンサー等を選定すること。
- ・下記(2)「セミナーの企画・運営」で登壇するゲストと同一人とする。
- ・選定したゲストと、イベント参加およびSNS等を活用した情報発信の調整を行うこと。

エ 実施回数及び参加費等の設定

- ・上記3「委託期間」内に1回以上開催すること。なお、複数回開催する場合、上記(1)ウ「ゲストの調整」は複数回の開催のうち1回のみにも適用することも可とする。
- ・下記(2)「セミナーの企画・運営」の開催前までに実施することとし、開催時期については、委託者と協議し決定する。
- ・実施にあたり、参加者の参加費は無料に設定する。

オ 参加人数

各回25人以上を定員として設定すること。ただし、体験型イベントを通じた総定員は50人以上とすること。

カ テーマ及び内容

- ・上記の目的達成に資する各回のテーマ及び内容を設定すること。
- ・各回のテーマ及び内容は、本業務で実施するイベント全体のバランスを勘案し、偏りがないようにすること。
- ・ゲストと参加者が一体となって体験し、体験後には感想等を共有するとともに、課題や将来の展望等について議論し、成果物としてまとめる場を設けること。なお、上記エによる複数回の開催によりゲスト不参加の回がある場合は、当該回に限りゲストとの一体的な体験は不要とする。
- ・体験型イベントの体験内容や体験後の議論内容及び成果物を下記(2)「セミナーの企画・運営」で開催するイベントで共有するなど、本イベントと下記(2)のセミナーに連動性が生まれるよう工夫すること。

キ 会場の確保

- ・体験場所等は北海道内とし、テーマやターゲットを踏まえ選定すること。
- ・各回25人以上が参加可能な会場を確保することとし、人数設定は開催地や実施回数等に応じて行うこと。
- ・必要に応じて同施設内にゲストおよび関係者の控室等を確保すること。

ク 運営人員の確保及びマニュアル等の作成

- ・イベントが滞りなく運営されるよう、十分な人員を確保すること。
- ・運営計画、運営マニュアル等を作成し、委託者と事前に内容の調整を行うこと。

ケ 申込み受付

- ・参加者の受付業務を行うこと。
- ・参加者名簿を作成し、委託者へ提供すること。

コ 当日の運営・進行

- ・必要に応じて会場のレイアウト、音響・照明設備を用意、設営及び撤去を行うこと。
- ・参加者受付、参加者誘導、ゲストのアテンド等、体験型イベントのファシリテーションを含む当日の進行を滞りなく行うこと。

サ 中止時の対応

- ・自然災害等、やむを得ない理由が認められる場合は、委託者と受託者の協議の上、体験型イベントの中止や行程の変更等の判断を行う。

- ・上記の事由により、体験型イベントを中止した場合について、これに掛かった経費の支払い等については、別途、委託者と協議する。

シ アンケートの実施

- ・イベント開催後、参加者へのアンケート調査を実施し、結果の集計を行うこと。
なお、調査内容は委託者と協議すること

(2) セミナーの企画・運営

ア ターゲット

- ・高校生や大学生等を中心として、30歳代前後までの社会人などの若年層に加え、学生等の保護者等を主たるターゲットとする。

イ 実施回数及び参加費等の設定

- ・上記3の委託期間内に1回以上開催すること。
- ・各回2時間程度とすること。
- ・実施にあたり、参加者の参加費は無料に設定する。

ウ テーマ及び内容

- ・各回のテーマ及び内容に沿ったターゲットを設定すること。
- ・各回のテーマ及び内容は、本業務で実施するイベント全体のバランスを勘案し、偏りがないようにすること。
- ・一方的な講義形式ではなく、参加者の興味関心を引き、印象に残る工夫をすること。
- ・上記(1)体験型イベントで作成した成果物等を本セミナーで発表・共有するなど、本セミナーと体験型イベントに連動性が生まれるよう工夫すること。

エ 会場の確保

- ・札幌市内とし、開催地はテーマやターゲットを踏まえ選定すること。
- ・各回400人程度が参加可能な会場とすること。
- ・交通アクセスの良い会場であること。
- ・同施設内に登壇者及び関係者控室を確保すること。

オ ゲストの調整

- ・目的の達成と設定したテーマ等にふさわしいゲストを選定すること。
- ・ゲストは、企画提案の内容を踏まえ、委託者と協議し決定すること。
- ・発信力等のあるインフルエンサー等を選定すること。
- ・上記(1)「体験型イベントの企画・運営」で参加するゲストと同一人とすること。
- ・選定したゲストと、イベント参加およびSNS等を活用した情報発信の調整を行うこと。

カ 他登壇者の調整

- ・目的の達成と設定したテーマ等にふさわしい登壇者を選定し、委託者と協議の上、決定すること。
- ・選定した登壇候補者と出演交渉・調整を行うこと。

キ 運営人員の確保及びマニュアル等の作成

- ・セミナーが滞りなく運営されるよう、十分な人員を確保すること。
- ・運営計画、運営マニュアル、進行台本を作成し、委託者と事前に内容の調整を行うこと。

ク 申込み受付

- ・会場内にて参加者申込み窓口を設け、受付業務を行うこと。
- ・事前に参加申込み受付用のフォーム等を作成すること。
- ・参加者名簿を作成し、委託者へ提供すること。

ケ 当日の運営・進行

- ・会場のレイアウト、音響・照明設備を用意、設営及び撤去を行うこと。
- ・来場者受付、来場者誘導、司会進行、登壇者のアテンド等、当日の進行を滞りなく行うこと。

コ アンケートの実施

- ・セミナー開催後、参加者へのアンケート調査を実施し、結果の集計を行うこと。
なお、調査内容は委託者と協議すること。

サ ライブ配信

- ・各セミナーを当日オンラインでライブ配信すること。

(3) PR及び集客

各イベントのターゲットへ訴求する効果的なPRを行い、会場の集客及びライブ配信の視聴者獲得を図ること。

(4) イベント実施内容の発信

イベントの実施内容について、参加者に限らず広く発信すること。

5 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。

イ 業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の書面による承認を得るものとする。

7 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

8 その他

ア この仕様概要に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議のうえ決定すること。

イ 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。

また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と定期的に打合せを行うこと。

ウ 本仕様概要に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。

エ 受託者は、本市又は本市が指定する第三者が成果物等を利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

オ 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目

的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。

カ 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。

キ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。

ク 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北1条ビル8階

札幌市経済観光局 経済戦略推進部 GX推進室

推進担当課 齊藤・久保田

電話：011-211-2725 E-mail：gx.suishin@city.sapporo.jp